

国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用防止等に関する規程

平成27年5月20日制定

平成27年規程第34号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における公的研究費の不正使用の防止等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、法人において運営費交付金、補助金、受託研究費、共同研究費、寄附金、自己収入等を財源として扱うすべての経費をいう。
- (2) 「研究者等」とは、法人の職員その他の法人の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。
- (3) 「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求、虚偽の書類等によって法人の内部規則及び法令等に違反した公的研究費の使用をいう。
- (4) 「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第2項第1号に規定する部局をいう。
- (5) 「部局長」とは、前号に規定する部局を掌理する者をいう。

(法令及び会計規則等の遵守)

第3条 研究者等は、公的研究費の取扱いについては、国立大学法人大分大学会計規則（平成16年規則第7号）その他の内部規則（以下「会計規則等」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び関係法令並びに交付等の条件を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 法人に、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針を策定し、及び周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理を行うことができるよう必要な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第5条 法人に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について法人全体を統括する権限と責任を有する者として統括管理責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、前条第2項に規定する基本方針に基づく法人全体の具体的な対策を策定及び実施し、次条に規定する

コンプライアンス推進責任者に当該対策の実施を指示するとともに、その実施状況を確認の上、最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 法人に、部局における公的研究費の運営及び管理について権限と責任を有する者としてコンプライアンス推進責任者を置き、部局長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 部局における不正使用防止に係る対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に対し書面により報告を行う。

(2) 公的研究費の不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 研究者等の公的研究費の管理、執行等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

(職名の公表)

第7条 前三条の責任者を置いた場合、又はこれを変更した場合は、その職名をホームページ等に公表するものとする。

(経理事務)

第8条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等の経理に関する取扱いは、別段の定めのある場合のほか、会計規則等により取り扱うものとする。

(行動規範)

第9条 最高管理責任者は、不正使用を防止するため、法人の研究者等の行動規範（以下「行動規範」という。）を策定するものとする。

2 行動規範の具体的事項については、学長が別に定める。

(誓約書等)

第10条 最高管理責任者は、会計規則等を遵守し、及び不正使用防止に係る規範意識の醸成を図るため、別に定めるところにより、研究者等に対して誓約書等の提出を求めるものとする。

(通報・相談窓口)

第11条 公的研究費に係る事務処理手続、使用ルール等に関する学内外からの相談並びに不正使用に関する通報及び情報提供に対し、迅速かつ適切に対応するための窓口は、国立大学法人大分大学公益通報取扱規程（平成19年規程第72号。以下「公益通報規程」という。）第5条に規定する通報・相談窓口とする。

(通報に関する報告)

第12条 公益通報規程第6条第4項に規定する移送を受けた担当部署は、直ちにその旨を統括管理責任者に報告しなければならない。

2 統括管理責任者は、前項に規定する報告を受けた場合は、速やかにその旨を最高管理責任者に報告しなければならない。

(予備調査及び本調査)

第13条 統括管理責任者は、前条第1項に規定する報告を受けた場合は、国立大学法人大分大学研究公正委員会（以下「公正委員会」という。）に予備調査を指示しなければならない。

2 公正委員会は、前項に規定する予備調査の結果を踏まえ、必要があると認める場合は、国立大学法人研究不正調査委員会において本調査を実施しなければならない。

3 予備調査及び本調査については、学長が別に定める。

(研修会等)

第14条 コンプライアンス推進責任者は、不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に関する研修会の開催その他の適切な方法により、研究者等の不正使用の防止に係る規範意識の向上を図るものとする。

(防止計画の策定等)

第15条 研究不正防止計画における不正使用防止計画の策定並びに当該計画に基づく業務の推進及び管理については、国立大学法人大分大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程（平成27年規程第33号）第6条の研究不正防止コンプライアンス室において行うものとする。

(監査制度)

第16条 公的研究費の適正な管理のため、国立大学法人大分大学内部監査実施規程（平成16年規程第61号）に基づき、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

(事務)

第17条 公的研究費の不正使用防止に関する事務は、研究・社会連携部研究・社会連携課において処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の不正使用防止に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年5月20日から施行する。

附 則（平成28年規程第45号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。